

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

September.2017

なごみ便り

www.101dog.co.jp

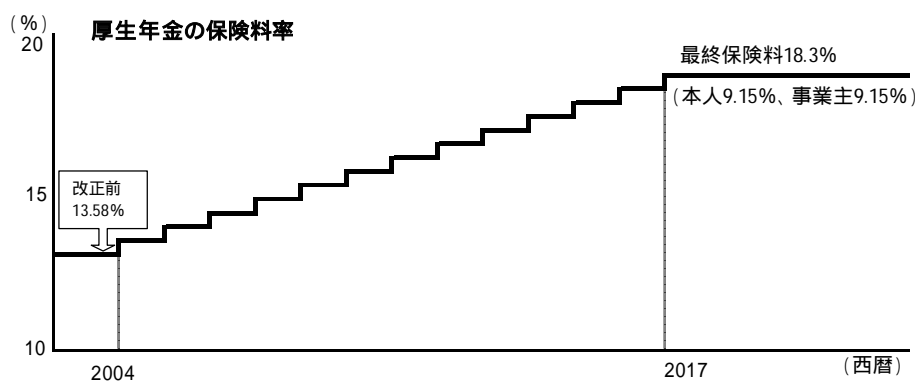
1. 平成29年9月分()からの社会保険料について

社会保険料が翌月控除の事業所は、10月給与から新たな保険料率で控除になります。

厚生年金の保険料率は、平成16年の13.58%から毎年0.354%引上げられてきましたが、平成29年9月分(同年10月納付分)に0.118%引上げられ、以後18.3%で維持されます。

一般被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	現行	平成29年9月分から
	18.182%	18.3%

なお、算定基礎届によって見直された標準報酬月額は、原則として平成29年9月分から平成30年8月まで適用されます。



2. 平成29年10月から育児・介護休業法が改正されます

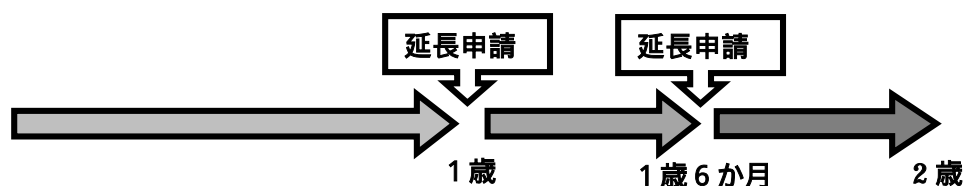
今回の改正では、育児休業期間の延長、育児休業等制度の個別周知(努力義務)、育児目的休暇の新設(努力義務)が行われますが、今月号では について詳しくご説明いたします。

現行の制度における育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまでであり、保育所に入所できない等の理由により、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できました。

10月の改正により、1歳6か月に達した時点で、保育所に入所できない等の理由により再度申請することで、さらに**最長2歳まで**延長できるようになります。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

この改正に伴い、育児休業給付金の給付期間も**最長2歳まで**となります。



なお、今回の改正は、子が1歳6か月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降になる方が対象です。

3. 雇用保険の基本手当日額が変更になりました

平成29年8月1日から、雇用保険の「基本手当日額」の上限額が上げられました。今回の変更は、基本手当の算定基礎となる賃金日額の上・下限の上げ、および平成28年度の平均定期給与額が前年度比で約0.41%上昇したこと等に伴うものです。

	現行	変更後
最高額	60歳以上 65歳未満	
	6,687円	7,042円 (+355円)
	45歳以上 60歳未満	
	7,775円	8,205円 (+430円)
	30歳以上 45歳未満	
	7,075円	7,455円 (+380円)
	30歳未満	
	6,370円	6,710円 (+340円)
最低額	1,832円	1,976円 (+144円)

出典：厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000168954.html>

今回の改正は、納める保険料、支給される給付ともに影響がございます。

ご不明の点は、ご遠慮なくお問い合わせくださいませ。

(文章担当：閻師)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. ある乗り物にはうちわは持ちこむことができるが、扇子の持ち込みは禁止だという。その乗り物とはなに？

先月のQ. しゃぶしゃぶ、おすし、焼肉。名探偵が一番好きなのはどれ？

先月の答え：おすし 酔入り（推理）が好きだから